

令和7年度

富 士 宮 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和7年2月12日 開会

令和7年2月12日 閉会

令和7年2月12日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 18 名

農業委員出席委員

1 番 脇 坂 英 治	2 番 近 藤 千 鶴	3 番 赤 池 勝
5 番 佐 野 守	6 番 佐 野 均	7 番 佐 野 強
8 番 伊 藤 照 男	9 番 近 藤 雅 隆	10 番 村 松 義 正
11 番 富 永 政 則	12 番 宮 島 孝 子	13 番 遠 藤 光 浩
14 番 旭 一 昭	15 番 荻 真 教	16 番 後 藤 文 隆
17 番 佐 野 むつみ	18 番 内 堀 忠 雄	19 番 杉 山 弘 子

欠席委員

4 番 齊 藤 学

農地利用最適化推進委員出席委員

1 番 土 井 治	2 番 塩 川 金 彦	3 番 渡 井 清 孝
4 番 渡 邊 勝 彦	5 番 竹 川 篤 志	6 番 村 松 慎 一
7 番 土 井 一 彦	8 番 加 藤 文 男	9 番 藤 浪 庸 一
10 番 有 賀 文 彦	11 番 鈴 木 四 郎	12 番 篠 原 兼 義
13 番 牧 澤 邦 彦		

欠席委員

事務局職員

(併) 事務局長	野 毛 裕紀子	次長兼振興係長	保 坂 伸 次
主 任 主 査	押 尾 貞 治	主 査	池 田 幸 司

議長 副会長 (以下同じ)

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、会議に入る前に、4番の齊藤学会長から本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので、御報告いたします。

本日、会長が不在のため、富士宮市農業委員会規則第3条の規定により、職務代理者である私が本日の司会進行を務めますので、よろしくお願いします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集された富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日１日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会期は、本日１日と決定いたします。

「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、５番 佐野守委員、６番 佐野均委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会議録署名人に、５番 佐野守委員、６番 佐野均委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第６号から議第１０号です。

初めに、報第６号から報第９号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。では、説明をさせていただきます。令和６年１２月２１日から令和７年１月２０日までの受理分について報告いたします。

議案の１ページから４ページを御覧ください。朗読します。

報第６号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が１０件提出されました。

続きまして、議案の５ページを御覧ください。朗読します。

報第７号 農地法第４条第１項第７号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第４条第１項第７号の規定による届出書を受理したので次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、２件の届出を受理しました。

続きまして、議案の６ページから７ページを御覧ください。朗読します。

報第８号 農地法第５条第１項第６号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法５条第１項第６号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、５件の届出を受理しました。

続きまして、議案の８ページを御覧ください。朗読します。

報第９号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第７０条の６第１項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのに当たり当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、２件の特例農地の利用状況を通知しました。

報告は、以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

２番。

２番 近藤千鶴委員

７ページなんですが、報第８号で４項ですね、野中の土地ですが、譲受人が、私も東京都のこちらのほうをネットで調べたんですが、また社員のお名前も日本人にはちょっとなじまないようなお名前かなんていうところで、ここをちょっと調べたんですが、事務局としてこちらに詳しく分かるような、そのようなことはありますか。詳細を説明していただけますでしょうか。

事務局 池田主査

事務局です。農地転用の届出というものなんですけれども、これは審査事項としまして、社員といますか、その法人、申請者の住所、それから名前等が正しいかどうかというところのみを審査するような届出になっておりまして、具体的にどういうふうな法人であるのかというのはこちらでは承知しておりません。

２番 近藤千鶴委員

どうやって調べたんでしょうか。私、ホームページでこの会社を調べたんですが、全然出てこないというか、多数の会社がどうやら入っているようで、ちょっと分かりにくかったんですが、確固たる社員がここにいて、ここに会社が構えられているという根拠は何を調べたんですか。

事務局 池田主査

通常、届出の場合なんですけれども、法人登記の履歴事項証明書、あるいは法人番号検索等で、公的なホームページ等を通して番号であるとか、あるいは住所、法人名称などを調べております。こちらの法人についても同様です。

２番 近藤千鶴委員

では、これは住宅敷地の拡張、それと資材置場ということなんですけれども、どのようなことをなさるんですかね。資材置場ってどんなようなものを置くんですか。そういうことも調べなくてよろしいんでしょうか。となりますと、随分心もとないななんて思っちゃうんですけど、その辺のと

ころはどうなんですかね。

事務局 池田主査

農地法の中に市街化調整区域、市街化区域、それぞれ都市計画区分があるかと思うんですが、市街化区域の場合は、特段の届出という形になりまして、審査事項もほとんどないような形になっております。

先ほど申し上げたとおり、確かに申請人さんがこの住所、このお名前ですかというところと、この地番が合っていますかどうか、そういったものを審査する形式的な審査になっておりまして、実質的にどのような使い道をするのかであるとか、それが他法令において正しいかどうかといったところは審査外になっております。

2 番 近藤千鶴委員

そうすると、やはり農地がどんなふうに使われるのかというところの信憑性に欠けるのかなというふうに思っちゃうんですけど、今の法の中ではそれしかないということなんですね。そうなりますと、少し富士宮独自の調査の仕方とか、もう少し一歩踏み込んだ調査の仕方であってもいいのかななんて思っちゃいますけど、次に御検討していただきたいと思います。

議長

よろしいですか。

2 番 近藤千鶴委員

はい。

議長

ほかに御質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第 6 号から報第 9 号までを報告済みといたします。

議第 6 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。議案の 10 ページを御覧ください。

議第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求める。

第 1 項及び別冊航空写真 1 ページを御覧ください。

申請地は小泉で、富士根南中学校の北に位置する農地です。

受人は小泉にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約となります。

受人は申請地でサツマイモ、里芋などを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は2, 367平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は上条及び下条で、上野小学校の東に位置する農地です。

受人は下条にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。特定遺贈となります。

申請地は親族が所有しており、遺言書に受人に贈与する旨の記載があった土地となります。

受人は申請地でナツミカンを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は676平方メートルで、稼働人員は1名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は西山で、西山本門寺の東に位置する農地です。

受人は西山にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約となります。

申請地の隣を受人が耕作しており、取得したく申請に及んだものです。

受人は白菜、落花生などを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は4, 649平方メートルとなり、稼働人員は2名となります。

第4項及び別冊航空写真3ページ御覧ください。

申請地は西山で、西山本門寺の南東に位置する農地です。

受人は西山にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

申請地の隣を受人が耕作しており、取得したく申請に及んだものです。

受人は水稻などを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は1万9, 557平方メートルとなり、稼働人員は2名となります。

第5項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は羽鮒で、吉祥寺の北に位置する農地です。

受人は羽鮒にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。使用貸借契約になります。

受人は、現在法人の役員を兼務しており、申請農地のうち一筆はこれまで法人が使用貸借で営農していた実績があります。このたび、これまで法人で借りていた農地を個人で営農することを目的として申請が出ております。さらに経営規模を拡大して申請を行うものです。

受人は、申請地でキュウリ、ホウレンソウなどを栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は1, 436平方メートルで、稼働人員は2名です。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち2項及び5項について、担当委員の調査報告をお願いいたします。

事務局。

事務局 池田主査

2項につきまして、齊藤会長の担当地区案件となります。事前に事務局で調査結果を預かっておりますので、代読させていただきます。

2項の案件について、2月6日木曜日、午前9時半頃、私、土井農地最適化推進委員、事務局1名、申請人、申請代理人行政書士の計5名で立会いにより現地調査を行いました。

現地は雑草や雑木が繁茂しておりましたが、既に草刈りを行い今後農地として利用していくとのことです。受人が近隣に住んでいることから、通作や管理のしやすい状況です。地元の親戚である渡人の実家から栽培指導を受け、今後耕作をする予定とのことです。

事務局の説明どおりで特に問題ありません。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

14番。

14番 旭一昭委員

ただいま審議中の第5項の現地調査について御報告いたします。

先週2月6日、午前9時30分頃、申請人立会いの下、鈴木推進委員、事務局1名と私の3名で現地調査を行いました。

申請地は羽鮒地区で、芝川リズム保育園の北側約500メートルに位置し、周辺農地は遊休農地も多くあります。受人は事務局説明のとおり、建築設計、工事監理などを営む法人が令和4年12月に使用貸借していた農地を今般、法人代表者個人が引き継ぐ形態で本申請となりました。

なお、令和4年12月にも私どもは現地調査しております。そのときに比べてしっかり農地も管理されており、いい野菜をつくっておるのが見受けられました。

申請人は近くに住居しており、キュウリ、ほうれん草、オクラ、玉ねぎ等の露地野菜を栽培しております。新たに1区画を増やしての使用貸借権の設定ではありますが、申請内容どおり問題はありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

篠原兼義 農地利用最適化推進委員

篠原といいますけれども、2項の上条の方で、ナツミカンをつくるというような説明を聞いたんですけど、そのとおりでしょうか。

事務局 池田主査

そのように聞いております。

篠原兼義 農地利用最適化推進委員

面積も含めてなんですけども、あそこでナツミカンで業とするのが、私は農業関係の技術屋なものですから、適切かどうかというのは、上野のほうでナツミカンができるかどうかというのはある

と思うんですけども、そういうところは果たして見てもらえたのかなということが今あります。

といいますのは、私の近くで粟をつくる何とかということで、おとしですか、許可してあるんですけども、畑つくってないんですよ。1回、事務局のほうで見てもらったんですけども、1年ぐらい前に植えますよと言った後、何もやってないものですから、こういうことを見ますと、審査をしたのかなというのを後で見られる可能性があるものですから、要は農業をやります、ミカンをやりますというのが、果たしてミカンで経営をしますと、ここに新規就農と書いていますので、倒産してどこか行っちゃうなんていうことがないように、要らぬ心配ですけども、したわけで、ちょっと確認をさせていただきたいです。

事務局 池田主査

申請地についてなんですけれども、まず経緯がございます。この場所なんですけど、大分前から大変な荒れ地になっておりまして、前に所有していた死亡者の遺族などが管理ができずずっと荒れていたと。ただ遺言書として、今回の申請人のほうが取得する経緯になっていましたので、改めて所有権を移転した上で管理させると。これから保全管理をしていく、あるいはナツミカンを栽培していくということで移転というお話になっております。このままではずっと荒れてしまうような農地になっておりますので、そのような経緯があるということも御承知おきいただければと思います。

議長

よろしいでしょうか。

篠原兼義 農地利用最適化推進委員

荒れちゃっている前提で話をしているような感じにしかならないですけど、ちょっと納得いかないけど、今荒れているから手を入れるという前提で話をしているようですので、致し方ないのかなと思っています。

事務局 滝口主査

事務局です。すみません、座って失礼します。

今の3条の件なんですけれども、新規就農となっているんですが、この方は専業ではなく兼業という形で伺っております。それを業にするわけではなく、親族が管理できていなかったところを遺言書に基づいて新たな所有者に整理をして、その方できちんと管理をしていく、なかなか兼業だと時間的なところもあると思いますので、池田の説明のとおり管理しながら、恐らく自家消費分のもをつくってやっていくというような認識で事務局はおりますので、一応補足説明になります。

篠原兼義 農地利用最適化推進委員

分かりました。

議長

それでは、よろしいでしょうか。

9番 近藤雅隆委員

新規就農という形になっていると思うんですけど、今まで新規就農という形で許可してどのくらい実際に活動しているのかなと、実際畑をつくっているのかなということを、後で調べてって大変だと思いますから、事務局に宿題として、来月あたり、農業委員さんが回って、実際に新規就農している畑の状況がどうなのかなというのが分かる範囲内で教えていただければと。来月で構いませんで。申請があつて、農地パトロールしたりなんかしていると思うんですけど、新規で申請しているんだけど、何年も耕作してないんじゃないのかなというところがあるのかなと思ひまして、それはまた来月で構いませんで、教えていただければと思います。

なるべく新規就農で、畑を耕してくれればいいと思うんですけど、借りるだけ借りたんだけど、先ほどの篠原さんの話じゃないですけど、そのままになってと、何もしていないというような状況があったら、問題だと感じました。次回で構いませんで教えていただければと。自分だけが思っているのかなと思うんですけど、よろしくお願いします。

事務局 滝口主査

事務局です。新規就農者なんですけれども、その当時の圃場が荒れていたか荒れていないかにかかわらず新規就農者の方につきましては、農業委員会のほうで5年間、就農してから5年間は現地のほうは確認をして、継続してできているのか、そのまま今できていない状態、1回作付したのが荒れてしまったのか、全然やっていない状態なのかというのをこちらのほうで調査しております。その調査に対する継続されている方の割合は今すぐに出ないものですから、もしその辺りのことであれば、次回までに御用意はできるかなとは思ひなんですけれども、一応新規就農で許可を下して、そこから事務局が全然見ていないわけではなくて、5年間はこちらもちょうとやってもらいたいのを追っていますので、よろしくお願いします。

9 番 近藤雅隆委員

事務局、申し訳ないですけど、頑張ってください。

議長

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、農業委員による採決を行います。議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よつて、議第6号は原案のとおり処理することに決定いたします。

議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 滝口主査

事務局です。すみません、引き続き座って失礼します。

議案の１２ページを御覧ください。朗読します。

議第７号 農地法第５条第１項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第５条第１項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第１項及び別冊航空写真は５ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案書のとおりです。

申請人が使用貸借により権利設定し、分家住宅に転用しようとするものです。申請人は現在借家に居住しておりますが、将来本家の農業を引き継ぐことを念頭に自己用住宅の建設を検討していたところ、本家から土地を借りられることとなったため、申請地を宅地として転用しようとするものです。申請地の元筆を分合筆した上で、南側及び東側は農地として残る形状としており、転用面積は適切な面積で申請されております。

申請地の周囲は北を本家の宅地、南と東を本家所有の農地、西を道路に接しますが、農地との間に見切りを設置する計画となっております。

また、排水について浄化槽を通す等の被害防除措置を行うことから、周辺農地への影響は軽微と考えられます。

排水管理設のための道路占用及び河川占用については、既に許可がされており問題ありません。万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

申請地は、農業振興地域内農用地区域、いわゆる青地にありましたが、既に除外済みであり、上野出張所から約３００メートル以内に位置する第３種農地に該当します。使用を検討した土地の中で、地域の農業に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しております。

資金については借入を予定しております。許可後すぐに着工する計画となっております。

第２項及び別冊航空写真は６ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。

申請人は、現在市内に義母と同居しておりますが、住宅建築を検討したところ、土地を購入できることとなったため売買で権利取得し、優良田園住宅を建築するために申請に及んだものです。

申請地は芝川中学校の南西に位置し、芝川出張所からおおむね５００メートル以内に立地するため第２種農地に該当します。

周囲は東と南を道路、西と北を宅地に接しており、周辺に農地はありません。また、周囲から一段高くなっており、既に石積みがされているため、境界に見切り等の施工を行う予定はありません。建築住宅課とも協議済みとのことです。

万が一被害が生じた場合には、自己の責任において解決します。なお、市から優良田園住宅建設計画について認定されています。資金は借入で確保されており、許可後すぐに着工する計画とな

っております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項について担当委員の調査報告をお願いします。

事務局。

事務局 滝口主査

1項の案件について、齊藤会長の担当案件ですので、事前に調査内容を伺っております。代読させていただきます。

2月4日、9時半から、代理人行政書士、土井推進委員、私、事務局1名で現地調査しました。

申請地は農用地青地の除外済みであり、上野出張所から300メートル以内に位置する第三種農地です。申請地の南と東は本家所有の農地ではありますが、影響のないようにブロックで見切るということで問題ないです。

事務局の説明どおりで問題ありませんので、審議のほどをお願いします。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第7号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり処理することに決定いたします。

土井治 農地利用最適化推進委員

誠に私の知識不足で申し訳ないですけど、優良田園住宅ってどういう、簡単に説明いただければありがたいんですけど。

事務局 滝口主査

事務局です。すみません、座って失礼します。

優良田園住宅というのが、詳しい制度自体は建築住宅課のほうで持っているんで、細かい内容とかをこちらで完全には把握していないんですけども、市が定める基本方針という要件を満たして、周りの自然環境と調和したゆとりのある居住空間を形成することが見込まれる地域というのが指定されていまして、その中で建てるものが優良田園住宅というものになります。

農地法で言うと、農家住宅とか農業をやっている方が住む農家住宅とか、親御さんのところに建てる分家住宅とかあると思うんですけども、そういったものの建物の種類の一種という形にはなりません。農地法上、農業をやっていないと住めないようなものではないものですから、壁の色の指定があったりとか、建物も3階建てまでじゃないと駄目だよとか、敷地も300平米以上でゆったりとってくださいとか、そういった細かい指定がされているような、建築住宅課のほうで認定しているんですけども、そういった住宅になります。簡単になります。

2番 近藤千鶴委員

市街化調整区域では家を建てられないと思うんですが、実は指定大規模既存集落制度というのと、先ほど言った優良田園住宅制度というその2つをもって住宅が建てられるという特別な制度があるんですね。先ほど一戸建てで300平方メートル以上、1,000平方未満とするとか、市役所とか小学校の公共施設の徒歩圏内、そして50戸連単、要するに50戸の建物が連続して存在する地域とか、そういうのが条件に入ってくるんですね。そして、道路の幅も4メートルあるといいとかという、そういうのがあるんですけども、農業委員にとって優良田園住宅制度と既存集落制度というのは大変重要な制度ですので、これを分かりやすく説明したものを、ぜひ次の機会によろしいですので、私たちもしっかりと情報共有していく必要があると思いますので、できたら資料を用意していただけるとありがたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

事務局 滝口主査

事務局です。優良田園住宅は建築住宅課のほうで、既存集落内のほうは都市計画課のほうになるので、農業委員会で資料をつくれるかどうかというところが、うちが直接の担当課じゃないものですから、担当課と協議して、分かりやすい資料などがもしあれば来年度に向けて御提供できるかなと思うんですけども、そんな形でよろしいですか。

2番 近藤千鶴委員

いいです。

議長

よろしいですか。

では次に、議第8号「富士宮市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。議案の13ページを御覧ください。

議第8号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和7年1月20日付富農第1116号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画について、別紙のとおり決定する。

続きまして、別紙、農用地利用集積計画案について説明いたします。

ページを2枚めくっていただきまして、農用地の流動化状況を御覧ください。

所有権の受ける者の数1人、所有権を移転する者の数2人、所有権が移転する農用地の面積6万8,012平方メートルとなります。

以上で概要の説明を終わります。

それでは、農用地利用集積計画について説明いたします。今回、所有権移転の案件のみとなります。

第1項及び第2項とも、先月以前に農業委員会へ所有者からあっせん申出があった農地で、今回静岡県農業振興公社へ所有権移転を行うものとなります。

第1項及び別冊航空写真7ページを御覧ください。

申請地は根原で、朝霧メイプルファームの東に位置する農地となります。飼料作物の栽培で、引渡し時期は令和7年3月7日となります。

第2項及び別冊航空写真8ページを御覧ください。

申請地は根原で、富士たまご株式会社の北に位置する農地になります。飼料作物の栽培地で、引渡しの時期は令和7年3月7日となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第8号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。よって、議第8号は農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項の規定により処理することに決定いたしました。

議第9号「非農地通知の審議について」を議題といたします。

本議案のうち、31項については農業委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、先に審議することとし、事務局から議案の朗読及び説明後、該当農業委員は退席を求めます。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 保坂次長兼振興係長

事務局です。議案の１４ページを御覧ください。朗読します。

議第９号 非農地通知の審議について

農地法第３０条第１項の規定による農地の利用状況調査により、次の農地が農地法第２条第１項に該当しないものとして審議を求める。

ページを１枚めくってください。

この表につきましては、土地登記簿の地目が農地になっている土地について、昨年皆さんが実施していただきました農地パトロールによって、農地に該当しないと判断された農地の中で、非農地通知の送付対象候補として列記した表となっております。筆数は６４筆、合計面積は７万１２平方メートルであります。

調査の中で赤判定された農地につきまして、その後、事務局でも再度航空写真などを確認させていただきまして、既に周囲も山林化しているなど、農地として復元することが困難な土地について非農地判断をさせていただきました。

なお、本日議決をいただいた後、農地台帳から削除いたします。さらに、所有者に対しまして非農地通知を送りまして、法務局への登記地目の変更手続を要請させていただくことになります。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いします。

議長

それでは、ここで１４番、旭一昭委員の退席を求めます。

（１４番 旭一昭委員 退室）

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第９号のうち３１項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第９号のうち、３１項について原案のとおり処理することに決定いたします。

１４番、旭一昭委員の入場を求めます。

（１４番 旭一昭委員 入室）

議長

引き続き、議第9号について質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

15番。

15番 荻真教委員

15番です。この間、家の周りを別件で回っていたんですけど、農地が要らない人が多くて、うちの周りで青地が結構あるんですけど、その中で質問で、例えばそこに木を植えちゃって、ずっと置いとけば山林になって、山林化するから売れるようになるよねという御質問をいただいたんです。そう考えている人もたくさんいるみたいで、もう子供も孫も農地が要らないから、だけど青地だからどうしようもないから、山林化しちゃえば地目変更できるのかなという質問をいただいて、そういうことはしないほうがいいですよという話はしたんですけど、実際そうやって考えている方もいるので、そのときの対応とかはどうすればいいのかなと思ひまして。

事務局 野毛事務局長

今のお話で青地につきましては、青地になっているというところが、例えば水路をつくったりとか、農業施設の受益地になっている可能性がありますので、例えばそこを山林にして、今回非農地が出るかなというところで調査していただいても、実際に青地から抜かすことはできませんので、青地は農地として使っていただくしかありません。

今回ここに出ているのは白地の農地になります。青地は基本的に農地として残していかなければならないということですので、例えば分家住宅を建てるとか用途が決まったときは、要件が合えば除外することはできますけど、木を生やして山林になっちゃったから抜いてくださいなんて言われても、それは抜くことはできないので、もし聞かれたときは農地として利用してくださいとお伝えしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

それでは、農業委員による採決を行います。議第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第9号について、原案のとおり処理することに決定しました。次に、協第2号「農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を議題といたします。事務局から議案の説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

本日、机上に配付しております「農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」と題さ

れました議案を御覧ください。朗読します。

協第2号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和7年2月7日付富農第1183号で農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について意見を伺う。

議案、農用地利用集積等促進計画に関する意見についてを3枚めくっていただきまして、富士宮市農用地利用集積等促進計画第1項を御覧ください。第1項から順に説明いたします。

第1項、受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後、経営面積は4,747平方メートルになります。

第2項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。茶を栽培し、設定期間は10年で審議になります。移転後経営面積は6万6,227平方メートルになります。

第3項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は1万4,655平方メートルになります。

第4項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は9,809平方メートルになります。

第5項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は11万4,405.26平方メートルになります。

第6項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は7,772.79平方メートルになります。

続きまして、第7項を御覧ください。

第7項について、1点訂正がございます。今回10年新規と記載されておりますが、10年再設定となります。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。水稻を栽培し、設定期間10年で再設定となります。移転後経営面積は3万3,025.25平方メートルになります。

続きまして、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（配分のみ）」について」をご覧ください。こちらは、配分のみ計画となります。静岡県農業振興公社を通じて中間管理事業にて貸付されていましたが、その後、解約等により返還されたため、新たな貸付先として計画されたものとなります。

第1項をごらんください。受け人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。茶を栽培し、設定期間は8年7ヵ月となります。

以上、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。協第2号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、協第2号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

次に、議第10号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」を議題といたします。

事務局から議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 保坂次長兼振興係長

事務局です。それでは、本日配付しました別紙で、議第10号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」という別紙を御覧ください。朗読します。

議第10号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況を次のとおり公表する。

資料は、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)、別紙様式5です。1枚めくっていただきますと、その様式5が出てきます。

この資料ですけれども、例年、年度の早いうちに本年度の計画と前年度の実施状況というのを御審議いただき、決定を受けてホームページ上で公表するものとなっておりました。令和5年度分の実施状況ということで、この時期に御審議ということで、大分遅れてしまいまして誠に申し訳ありません。記載の内容について県との調整が進みましたので、要点のみ御説明させていただきます。まず1ページです。

Iの農業委員会の状況、令和5年4月1日現在の状況です。

1の農業委員の現在の体制ということで、農業委員さん、最適化推進委員さんの人数、それと内訳が記載されてございます。

次に2番、農家・農地等の概要についてですが、数値はそこにも記載がありますけれども、直近の農林業センサスから拾ってございます。直近といいましても2020年の数値が記載されてございます。

それと右の表になりますが、認定農業者等については、農業委員会の調べで数値を記入してございます。

次に2ページを御覧ください。

Ⅱの最適化活動の実施状況についてです。

1の最適化活動の成果目標、(1)農地の集積についてですが、まず現状を説明しますと、管内の農地面積については2,950ヘクタール、これまでの集積面積は943ヘクタールです。集積率は32%との状況です。

次に、1つ飛ばしまして③の実績についてですが、対する実績ということですが、農地面積については2,920ヘクタール、5年度末の集積面積については863ヘクタール、集積率は29.6%という状況になってございます。これについては、全体の農地面積の減少に伴い農業を行う人の減少、また耕作面積の減少、遊休農地の増減、非農地化の増大など様々な要因が重なった結果と見ております。

次に、2番の遊休農地の発生防止・解消についてです。

まず、1の現状です。1号遊休農地の面積については112ヘクタール、うち緑区分の遊休農地については36ヘクタール、うち黄色区分の遊休農地につきましては76ヘクタールです。

対する実績になりますが、1枚めくっていただいて3ページ、中段の④のその他になります。5年度末につきましては、1号遊休農地の面積111.6ヘクタール、うち緑区分の遊休農地につきましては43ヘクタール、うち黄色区分の遊休農地につきましては68.6ヘクタールとなっております。

全体では、前年度比で0.4ヘクタールほど減少しておりますが、ほぼ横ばいになっているということで、解消の方向には進んでいないといった状況であります。やはり大きなものとしては、農業者の後継者不足というのが大きな要因と考えられます。

次に3ページの(3)新規参入促進について説明します。

先に現状に対する実績について説明します。4ページを御覧ください。

3の実績の表になりますが、新規参入者の参入状況に数値は記載されておきませんが、ここの枠については農業委員会で公表していないということになっていきますので、空欄になってございます。ただ口頭で言いますと、参入経営体数が52経営体です。それとその下の取得面積については20.4ヘクタール、この数値が入ってきます。前年度比で31件の増、面積は17.5ヘクタールの増

加という状況でございます。

大幅に件数が増えたということの要因ですけれども、令和5年度から農地取得の下限面積の撤廃によって農地を取得しやすくなったこと、これによって比較的小規模の農地の利活用が進んだということが考えられます。

続きまして、4ページ中段、2番の最適化活動の活動目標についてです。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標についてですが、1人1か月当たり活動日数は6日を掲げております。

次に、(2) 活動強化月間の設定です。まず、実績のほうから説明します。2番の実績については、取組内容については、1の目標に掲げたとおりの取組を行いました。まず7月から9月にかけて、皆さんが実施していただいた農地パトロールの実施による取組、それによって111.6ヘクタールの遊休農地を発見しました。

また、随時で行っておりますが、農地相談を通じて農地のあっせんを行い、農地の出し手、受け手の調整を図ることによって128件の成立がありました。

また、同じく随時で発生している農地の集積の取組ですが、農地中間管理事業を推進することによって33ヘクタールの農地の集積を図りました。

続きまして、5ページを御覧ください。

(3) の新規参入相談会への参加ということです。まず実績からですが、令和5年度は1回行いました。富士伊豆農協で11月に開催した農業祭の中で農地相談コーナーを設けまして、農地に関する相談を受けました。1回のみとなっております。

最後に6ページを御覧ください。

Ⅲの事務の実施状況ということです。

まず1番ですが、総会・部会開催の実績ということで、毎月1回総会を実施していますということを記載してございます。

次に2番、農地法第3条に基づく許可事務ということですが、件数自体は90件ありました。そこにあと標準の処理期間、また公表しているということで記載しました。

次3番、農地転用に関する事務ということです。市町村から農業委員会への委任事務ということになります。件数は68件ありました。標準処理期間は申請から40日、処理期間は30日ということです。

最後に違反転用への対応です。管内の面積2,950ヘクタールに対して、年度末時点の違反転用面積ですけれども、9.8ヘクタールとなっております。実績は0ヘクタールになってございます。また、ここに記載の9.8ヘクタールについてですが、これは県と市が共通で把握している案件、件数で言うと19件分の合計面積となっております。

以上、雑駁ではございますが、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の状況その他の事務の

実施状況の公表の説明となります。

以上、御審議をお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

牧澤邦彦 農地利用最適化推進委員

新規参入ということでちょっとお聞きしたいんですけど、令和6年度において、野菜、果樹、園芸、お茶、畜産を含めて、富士宮市における新規参入、あるいは新規就農者という方はどのぐらいあったでしょうか、令和6年度においてですけど。分かれば教えてください。

事務局 保坂次長兼振興係長

事務局です。すみません、資料がありませんので、推進会議のときにまた御用意して説明させていただきます。

議長

よろしいでしょうか。

それでは、農業委員による採決を行います。議第10号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

続きまして、報告事項として「農地改良届出書の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

農地改良届出書の受理状況について説明いたします。本日配付いたしました農地改良届出書についての受理状況、及び航空写真のほうを御覧ください。

令和6年12月21日から令和7年1月20日分になります。届出人所在地については受理状況のとおりとなります。

第1項から説明させていただきます。第1項及び航空写真を御覧ください。

第1項ですが、令和7年1月8日受付にて農地改良届出が提出されました。

申請地は、急こう配のため耕作ができず荒れ地になっておりますが、露地野菜を主で栽培する認定農業者の申請者が、県事業にて田子の浦港の水底をさらって土砂などを取り去るしゅんせつ工事で発生したしゅんせつ土と、山土を利用して農地改良を行うため申請を行うものとなります。

工期は令和7年2月1日から令和7年12月31日までを予定しております。

本件につきましては、市管理課と相談済みであり、県事業のため盛土条例の手続は不要となっております。また、施工については申請者が土木工事可能であるため、申請者にて対応するとのこと

です。

続きまして、第２項及び航空写真を御覧ください。

第２項ですが、令和６年１２月２７日受付にて農地完了届出が提出されました。農地改良届出は令和６年６月２６日受付で提出されたもので、畑面を平たんにして牧草栽培における作業の効率を図りたく届けられたものとなります。

当初計画では３か月を工事期間としておりましたが、天候不順のため１か月遅れての完了となっております。事務局にて現場確認を行い、１２月下旬に確認させていただきましたが、起伏がなく平たんな圃場となっております。

説明は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって報告済みとします。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、令和７年３月１３日を予定しております。

以上をもちまして、令和７年２月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後２時７分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

職務代理者副会長

会議録署名人

5 番

会議録署名人

6 番